

雨水貯留浸透施設設置補助金について

—補助金手続の流れ—

1 施設の計画	<p>○設置したい雨水貯留浸透施設の計画を決めてください。</p> <p>○付近に迷惑をかけないかどうか調べてください。</p> <p>○事前に下水道課にご相談ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助の対象となる施設</th> <th style="text-align: center;">補助の対象とならないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①既存浄化槽転用雨水貯留槽</td> <td>・過去に補助金の交付を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>②雨水貯留槽</td> <td>・既にある左に掲げる施設の作り替え</td> </tr> <tr> <td>③雨水浸透ます</td> <td>・補助の承認前に設置したもの</td> </tr> <tr> <td>④雨水浸透管</td> <td>・補助金の限度額を超える部分</td> </tr> <tr> <td>⑤浸透側溝</td> <td>・他の補助金を受けるもの</td> </tr> <tr> <td>⑥透水性舗装</td> <td>・法令等で設置の義務があるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・補助金の交付が不適当なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>○補助金は改造工事又は設置に要した経費に2/3を乗じて得た額。 ただし、7.5万円を限度額とします。</p> <p>○施工業者等から見積書やパンフレットなどをもらってください。</p> <p>○施工業者を決めてください。</p> <p>○借地などの場合は所有者に承諾をいただいでください。</p>	補助の対象となる施設	補助の対象とならないもの	①既存浄化槽転用雨水貯留槽	・過去に補助金の交付を受けている場合	②雨水貯留槽	・既にある左に掲げる施設の作り替え	③雨水浸透ます	・補助の承認前に設置したもの	④雨水浸透管	・補助金の限度額を超える部分	⑤浸透側溝	・他の補助金を受けるもの	⑥透水性舗装	・法令等で設置の義務があるもの		・補助金の交付が不適当なもの
補助の対象となる施設	補助の対象とならないもの																
①既存浄化槽転用雨水貯留槽	・過去に補助金の交付を受けている場合																
②雨水貯留槽	・既にある左に掲げる施設の作り替え																
③雨水浸透ます	・補助の承認前に設置したもの																
④雨水浸透管	・補助金の限度額を超える部分																
⑤浸透側溝	・他の補助金を受けるもの																
⑥透水性舗装	・法令等で設置の義務があるもの																
	・補助金の交付が不適当なもの																
2 補助金の申請	<p>○補助金交付申請書（様式第1号及び関連書類）を提出してください。</p> <p>○受付窓口は役場下水道課です。</p>																
3 補助金交付の承認	<p>・審査のうえ補助金交付決定通知書（様式第2号）をお送りいたします。</p>																
4 工事着手	<p>○内容変更がある場合は、補助金交付変更申請書（様式第3号）の手続きを してください。</p>																
5 工事完了	<p>○工事代金請求書や領収書を保管しておいてください。</p>																
6 実績報告	<p>○補助事業実績報告書（様式第5号）を提出してください。</p>																
7 検査	<p>・実績報告書が提出されてから完了検査に伺います。ご協力ください。</p>																
8 補助金の請求	<p>○検査に合格した後、補助金交付請求書（様式第7号）を提出してください。</p>																
9 補助金の支払	<p>・補助金の請求後に指定の口座へ振り込みいたします。</p>																

※7年を経過しなければ、補助金を交付された施設を廃止することはできませんので、申請にあたりご注意ください。

○印は皆様からの手続き、・印は役場の手続

■お問い合わせ先

幸田町上下水道部下水道課

TEL 0564-63-5128

FAX 0564-63-5129